

物 件 調 書

物件番号	29-4	最低売却価格	
------	------	--------	--

1 物件調査

- この物件調書は、物件の概要を把握するための参考資料であり、宅地建物取引業法第35条に規定する重要事項説明書ではありません。
- 本物件は、現況有姿での売却となります。記載の有無や記載内容を問わず現況を優先します。入札に参加するに当たっては、必ず事前に、購入後の土地利用計画等に即して、①現地の確認、②法令等の制限についての関係機関への調査等を行ってください。
- 測量は、本物件の面積についてのみを実施しております。そのため、法令等に係る制限のうち、接面道路の幅員やがけ高等に係る詳細な測量を必要とする事項については、詳細が不明であることから、該当の可能性についてのみ記載しています。

2 所在地等

- 「道路と敷地の関係」の「接面道路幅員」については、職員が現地で巻尺を使用し計測した値を記載しているため、詳細な測量結果とは差異が生じます。
- 「道路と敷地の関係」の「接道延長」については、地積測量図等における境界標間の距離又は職員が現地で巻尺を使用し計測した値を記載しているため、詳細な測量結果とは差異が生じます。
- 「公共交通機関」及び「周辺公共施設」の「物件からの位置関係(直線距離)」については、地図上で計測した概算値を記載しているため、実際の距離とは異なります。

所 在 地	郡山市逢瀬町多田野字宮南69番 4									
地 番 ・ 地 目 等	所 在 ・ 地 番					登記地目	登記面積(㎡)	実測面積(㎡)		
	逢瀬町多田野字宮南69番 4					宅地	171.47	171.47		
合 計							171.47	171.47		
道路と敷地の 関 係	地番	方角	接面道路	接面道路幅員	接道延長	高低差	備 考			
	69番 4	北側	舗装県道	約9.0m	約8.4㎡	ほぼ等高				
供 給 処 理 施 設 の 状 況	種 類	配管等の状況				問 合 せ 先		電話番号		
	電 気	供給エリア[接面道路配線有]				東北電力㈱お客様センター		0570-550-220		
	上 水 道	上水道給水区域[接面道路配管有]				上下水道局営業課		024-932-7666		
	下 水 道	下水道供用開始区域[接面道路配管有]								
	都市ガス	供給エリア外[接面道路配管無]								
公 共 交 通 機 関	最寄り駅・停留所 [物件からの位置関係(直線距離)]									
	鉄道	J R 郡山駅[東方約10.5km]			バス	福島交通・多田野[北西方約0.1km]				
周 辺 公 共 施 設	市役所等・小学校(学区)・中学校(学区) [物件からの位置関係(直線距離)]									
	市役所等	逢瀬行政センター[南西方約0.4km]								
	小学校	多田野小学校[南東方約0.1km]				中学校	逢瀬中学校[北方約1.1km]			

3 法令に基づく制限等

- ・ 本物件の売却に当たり確認した項目は、次のとおりです。記載以外の事項については確認しておりません。入札に参加するに当たっては、必要な事項について、関係機関に確認ください。
- ・ 各項目に係る具体的な制限の内容については、問合せ先に連絡の上確認ください。

種 類		内 容	問合せ先[電話番号] (記載が無い市外局番は024)
都 市 計 画 区 域		[◎]都市計画区域内 [－]都市計画区域外	凡例 [◎]該当するもの [－]該当しないもの [○]未測量で詳細が不明だが、該当する可能性があるもの
区 域 区 分		[－]市街化区域 [◎]市街化調整区域	
地 域 区 域	用途地域	[－]第一種低層住居専用地域	
		[－]第一種中高層住居専用地域 [－]第二種中高層住居専用地域	
		[－]第一種住居地域 [－]第二種住居地域	
		[－]商業地域 [－]近隣商業地域	
		[－]準工業地域 [－]工業地域 [－]工業専用地域	
そ の 他	[－]防火地域 [－]準防火地域 [◎](建築基準法第22条地域)		
	[－]高度利用地区 [－]風致地区		
	[－]駐車場整備地区 [－]流通業務地区		
都 市 施 設		[－]道路 [－]駐車場 [－]自動車ターミナル [－]公園 [－]緑地 [－]広場 [－]墓園 [－]その他の公共空地 [－]下水道 [－]汚物処理場 [－]ごみ焼却場 [－]河川 [－]市場 [－]と畜場 [－]火葬場 [－]流通業務団地	郡山市都市政策課[924-2321]
市街地開発事業		[－]土地区画整理事業 [－]市街地再開発事業	
地 区 計 画		[－]地区計画 [－]集落地区計画	
容 積 率		200% ([◎]都市計画法 [－]地区計画等) ※接面道路幅員による別途制限を加味していません。	
建 ぺ い 率		60%	
建 築 協 定		[－]建築協定	郡山市 開発建築法務課[924-2371]
そ の 他 の 制 限	[－]がけ [－]角地の建築制限		郡山市環境保全センター[923-3400]
	[－]有害物質使用特定施設に係る事業場等があった土地		郡山市農業委員会事務局[924-2481]
	[－]農地又は牧草地		郡山市農業政策課[924-2201]
	[－]農業振興区域(農用地区域) [－]農業振興区域(その他の区域)		郡山市文化振興課[924-2661]
	[－]埋蔵文化財包蔵地		福島県自然保護課[024-521-7251] 福島県中地方振興局 県民生活課[935-1295]
	[－]国立公園		福島県中農林事務所 森林土木課[935-1373]
	[－]福島県自然環境保全地域		郡山市農林基盤整備課 [924-3921]
	[－]保安林		郡山市河川課[924-2701]
	[－]地域森林計画対象民有林		福島県中建設事務所 河川砂防課[935-1438] 郡山市河川課[924-2701]
	[－]河川区域 [－]土砂災害特別警戒区域 [－]土砂災害警戒区域 [－]急傾斜地崩壊危険区域 [－]地すべり防止区域 [－]砂防指定地		郡山市河川課[924-2701] 郡山市上下水道局 経営戦略課[932-7644]
そ の 他		[－]浸水ハザードマップ	

※浸水の予想される範囲は、雨の降り方や土地利用の変化等により、変わることがあります。このため、浸水ハザードマップに指定されていない区域でも、場合によっては浸水することがありますので、ご注意ください。

4 留意事項

- ・ 建物跡地（駐在所）であるため、基礎や配管等が残置されている可能性があります。現況有姿の引渡しとなります。
- ・ 地下埋設物調査、地盤調査及び土壌汚染調査は実施しておりません。
本物件に建物の基礎並びに水道、下水及びガス等の配管等の地下埋設物が存在した場合の撤去及び処分等は、購入者が自らの負担において実施していただきます。また、土壌汚染があった場合の対応及び地盤改良工事等は、購入者が自らの負担において実施していただきます。
- ・ 本物件の敷地内外に位置する工作物（擁壁・フェンス等）・供給設備等の補修・移設・撤去・再築造、樹木の剪定等の費用負担、隣接土地所有者との協議については、郡山市では対応いたしません。
- ・ その他、特に留意いただきたい事項については次のとおりです。
なお、現況有姿での引渡しとなりますので、記載の有無に関わらず、現地において必要な事項を確認し、関係機関への調査を十分に実施してください。

項 目	内 容
給排水設備等	○ 給排水設備等(郡山市上下水道局営業課Tel024-932-7666) ・ 【使用可否の確認】給排水設備・ガス設備は、朽腐し使用できない場合がありますので、全物件使用できないものとして取り扱っています。使用の可否については、購入者において確認ください。 ・ 【上水道】接面道路に配水管が埋設されていますが、引込みは行われておりません。上水道の取扱いについては、郡山市上下水道局営業課に確認ください。 ・ 【下水道】本物件の接面道路には、汚水枡の設置はされていません。下水道の取扱いについては、郡山市上下水道局営業課に確認ください。
そ の 他	○ 物件内の主な構造物 ・ 【街路灯】本物件の敷地内に街路灯が1本設置されており、現在、郡山市と逢瀬町商工会とで使用貸借契約を締結しておりますが、この契約は、所有権を移転した時点で終了いたします。 なお、本街路灯は、本物件の北側道路の夜間における道路交通安全確保のため、設置されたものであることから、購入者には、引き続き現設置場所を逢瀬町商工会に貸付いただきますので、購入者と借受者間で協議ください。 ・ 【基礎】本物件と69番2の境界付近に、一部コンクリート擁壁の基礎が残置されていますが、現況有姿での売却となります。 ・ 【現況有姿】その他、物件内の構造物は現況有姿での売却となります。 ○ 開発許可・建築確認等(郡山市開発建築法務課Tel024-924-2371) ・ 【開発許可】本物件は、市街化調整区域内に位置するため、すべての開発行為について、郡山市開発建築法務課の許可が必要です。なお、市街化調整区域内においては、開発行為を伴わない建築行為についても、規制されています。 ・ 【建築確認】本物件は、都市計画区域内に位置するため、建築行為を行う場合は、建築確認が必要です。建築確認の申請を行うに当たっては、建築物及び建築物の敷地について、建築基準関係規定に適合させる必要があります。 ・ 【屋外広告物】敷地内における全ての屋外広告物の表示面積の合計が15㎡を超える場合は、郡山市屋外広告物条例に基づく郡山市開発建築法務課の屋外広告物許可が必要です。 ・ 【郡山市景観づくり条例】次に挙げる行為のいずれかを行う場合は、郡山市景観づくり条例に基づく大規模行為の届出が必要となります。 ① 面積が3000㎡若しくは高さ5mかつ長さ10mを超える法面が生じるような土地の区画形質の変更 ② 高さ3m若しくは面積500㎡を超える屋外での物品の収集又は貯蔵 ③ 高さ13m又は建築面積が1000㎡を超える建築物等の新築、改築、増築又は移転

5 その他資料

案内図・参考写真、登記簿・公図の写し、地積測量図、その他（除染関係）

本物件の売払人	郡山市（郡山市公有資産マネジメント課 Tel024-924-2051）
---------	-------------------------------------